

ID: 1860

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 生涯学習課

処分の概要	文化財保存活用支援団体の指定の取消し等		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第192条の4第2項及び第3項		
法令番号	昭和25年法律第214号		
【根拠条文】			
【基準】			
法第192条の4の規定による。 (監督等)			
第192条の4 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。			
2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第192条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。			
4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和2年10月1日	最終変更年月日	年 月 日